

富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会について

1. 富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会の目的

市全体でこどもの権利を尊重するまちづくりのために、こどもの権利に関する条例の制定をめざします。

こどもの権利に関する条例検討委員会（以下、「条例検討委員会」）は、各委員の専門的な知見やこどもに関わった今までの経験をもとに、制定過程での取組の検討や条例の内容を議論します。最終的に、意見をまとめ、条例案を市長に提言します。

2. 条例検討委員会で協議すること

- (1) こどもの権利に関する条例の制定に関する事項
⇒ 条例の内容
- (2) こども等、当事者の意見表明に関する事項
⇒ アンケートやヒアリング、こどもワークショップなど、こども等の意見収集の方法やその結果の条例への反映
- (3) 関連計画等との連携に関する事項
⇒ こども計画（今後、策定予定）や子ども・子育て会議との連携
- (4) その他、市長が必要と認める事項

3. 委員構成(15人以内)

資料2「富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会委員名簿」のとおり

4. 任期

2年（令和6年6月1日から令和8年3月31日）

5. 委員会の公開

- ・ 委員会は原則として公開によるものとし、傍聴を可とします。傍聴者は原則10名とします。
- ・ 会議の資料と議事録は、会議後に市ウェブサイトで公開します。議事録は、事務局が記録し、要旨をまとめたものを市ウェブサイトで公開します。なお、具体的な発言者の氏名は記載しません。
- ・ 委員会に参加した委員の氏名は公開します。
- ・ 会議の資料のうち委員の持込による配布資料についても、公開する場合があります。

6. 設置根拠

資料3「富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会設置要綱」のとおり